

平成 29 年 4 月

茨木市立小・中学校
児童・生徒の保護者の皆様

茨木市教育委員会

平成 29 年度「全校一斉退校日」及び「中学校部活動休養日」の実施について

保護者の皆様にはますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。平素は、本市の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、学校教職員の多忙化が社会問題となり、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員一人ひとりが持っている力を高め、発揮できる環境を整えることが全国的に急務となっております。

また、中学校部活動については、教員の負担軽減と合わせ、生徒の発達段階に応じた適切な活動の面から「学校の決まりとして休養日を設定する等を通じて、運動部活動の適切な運営を図る」旨の通知が文部科学省・スポーツ庁から出されております。

そのような状況を受け、本市立小中学校においては、下記のとおり、全校一斉退校日と部活動休養日を設定いたしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 全校一斉退校日について（小・中学校）

原則、毎週水曜日を全校一斉退校日とし、教職員は勤務時間終了（午後 5 時）後、速やかに退校します。学校への連絡の際にはご留意ください。

なお、教職員の多忙化解消のため、その他の曜日についてもできる限り早い時間に退校するように努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2. 部活動休養日について（中学校）

- ・ 中学生期の発達段階に応じた適切な休養をとるため、全ての部活動について、週 1 日（年間 52 日）以上の休養日を設定します。
- ・ 教職員の負担軽減の面から、担当教職員（部活顧問）一人ひとりが、土日祝日の部活動を指導しない日（顧問休養日）を年間 30 日以上とることとします。

3. 実施期間について

平成 29 年 4 月から実施します。